

公 告

令和8年6月10日

周南市ふるさと納税管理代行及び寄附推進業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市ふるさと納税管理代行及び寄附推進業務

(2) 業務の目的

周南市（以下「本市」という。）が行うふるさと納税業務の内、寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の配送、返礼品の拡充やPR等を民間事業者に委託することにより、事務の効率化を図るとともに、寄附金の増加ならびに本市の魅力発信を図る。

(3) 業務内容

「周南市ふるさと納税管理代行及び寄附推進業務 仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和8年10月1日 から 令和11年9月30日まで

(5) 履行場所

周南市内及び本市が指定する場所

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。なお、複数企業の共同経営体での応募は認めない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和8・9年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」において、次の①～③のいずれかに登録がある者

であること。

①（大分類）5「コンピュータサービス」の（小分類）3「データ処理」

②（大分類）6「企画・製作」の（小分類）8「ホームページ作成」

③（大分類）99「その他」の（小分類）18「コールセンター」

又は、令和8年7月1日時点において登録見込みの者であること。ただし、登録見込みの者について、令和8年7月1日時点で登録が認められなかった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

(3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

3 参加手続

(1) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp>

(2) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問票を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

① 参加表明及び実施要領に関すること

令和8年6月10日（水）9時から令和8年6月19日（金）17時までとする。（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

② 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関すること

令和8年7月2日（木）9時から令和8年7月8日（水）17時までとする。（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

7に示す場所とする。

エ 回答方法

① 参加表明及び実施要領に関すること

令和8年6月25日（木）17時までに、随時、周南市公式ホームページに掲載する。

② 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関すること

令和8年7月13日（月）17時までに、随時、参加資格適合者に対して、電子メールにより行う。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も提出期限必着。）。

※郵送による場合は、書留郵便又はレターパック等の配達記録が残る方法とする。また、郵便事故等により書類が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

イ 提出期間

公告の日から令和8年6月30日（火）まで。（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

ウ 提出場所

7に示す場所とする。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和8年7月2日（木）から令和8年7月16日（木）まで。（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

イ 提出場所

7に示す場所とする。

ウ 提出方法

(3) アに同じ。

エ 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、本市が設置する「周南市ふるさと納税管理代行及び寄附推進業務プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

日程 令和8年7月27日（月）（予定）

5 契約方法

受託候補者と本市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーション又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積委託料率が実施要領に示している提案上限の率を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は

認めない。

(4) その他詳細は、実施要領による。

7 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市役所地域振興部移住交流推進課（担当 松田、関）

電 話（0834）22-8238

F A X（0834）22-8428

E-mail ijukoryu@city.shunan.lg.jp